



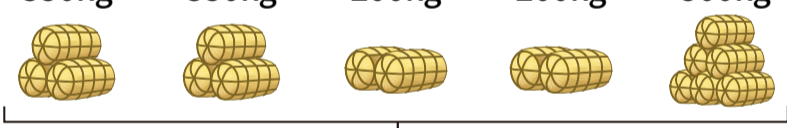

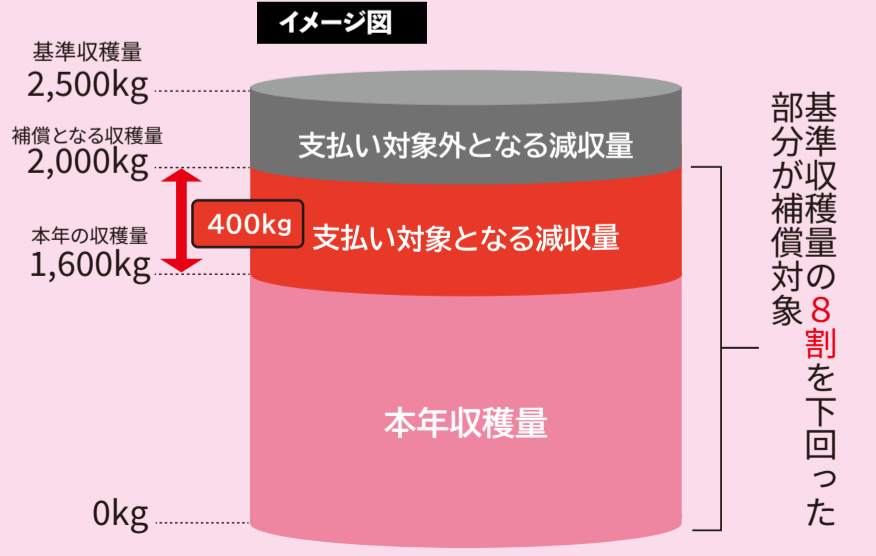
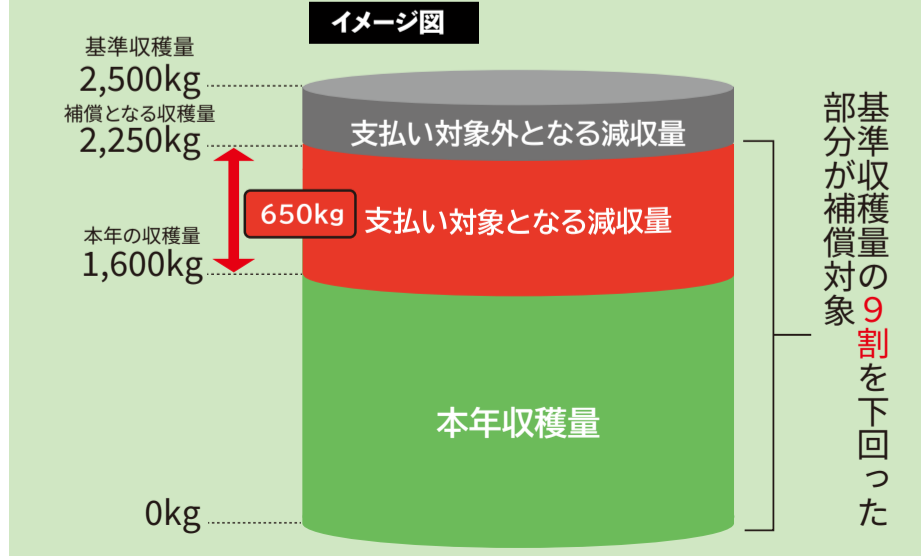
2023
4
vol.24

みもも
— ROUND —



水稲共済の引受方式について

異常気象、大雨、病害虫などによる水稲への被害は毎年各地で発生しています。水稲共済に加入してリスクに備えましょう。本号では、半相殺方式及び全相殺方式の補償内容・加入の要件・共済金の支払いの具体例についてご紹介します。

	半相殺方式	全相殺方式																														
補償内容	・耕地ごとに申告した見込み収穫量（農家申告）に対し、抜取調査等で修正した収穫量が基準収穫量の 8割 を下回った場合に共済金を支払います。	・乾燥調製施設の計量結果、または青・白色申告書等で確認できる収穫量が、基準収穫量の 9割 を下回った場合に共済金を支払います。																														
加入要件	・水稲の耕作面積が10a以上。	・耕作面積の合計が10a以上で、税務申告書類等で年産ごとの収穫量が確認できる方。もしくは乾燥調製施設に概ね全量を依頼して、計量結果が確認できる方。																														
具体例	<ul style="list-style-type: none"> 作付面積=50a (10a×5枚) 10a当たりの基準収穫量=500kg 本年収穫量=1,600kg の場合  <p>※1kgあたりの補償単価=196円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 作付面積=50a (10a×5枚) 10a当たりの基準収穫量=500kg 本年収穫量=1,600kg の場合  <p>※1kgあたりの補償単価=196円</p>																														
① 補償となる収穫量	$10a\text{当たりの基準収穫量} \times \text{作付面積} = \text{基準収穫量}$ $500\text{kg}/10a \times 50a = 2,500\text{kg}$ $\text{基準収穫量} \times \text{補償割合} = \text{補償となる収穫量}$ $2,500\text{kg} \times 8割 = 2,000\text{kg}$	$10a\text{当たりの基準収穫量} \times \text{作付面積} = \text{基準収穫量}$ $500\text{kg}/10a \times 50a = 2,500\text{kg}$ $\text{基準収穫量} \times \text{補償割合} = \text{補償となる収穫量}$ $2,500\text{kg} \times 9割 = 2,250\text{kg}$																														
② 本年収穫量(耕地A～Eの合計)	<table border="1"> <tr> <th>【耕地A】</th> <th>【耕地B】</th> <th>【耕地C】</th> <th>【耕地D】</th> <th>【耕地E】</th> </tr> <tr> <td>(台風被害)</td> <td>(台風被害)</td> <td>(イノシシ害)</td> <td>(イノシシ害)</td> <td>(無被害)</td> </tr> <tr> <td>350kg</td> <td>350kg</td> <td>200kg</td> <td>200kg</td> <td>500kg</td> </tr> </table>  <p>本年収穫量=1,600kg</p>	【耕地A】	【耕地B】	【耕地C】	【耕地D】	【耕地E】	(台風被害)	(台風被害)	(イノシシ害)	(イノシシ害)	(無被害)	350kg	350kg	200kg	200kg	500kg	<table border="1"> <tr> <th>【耕地A】</th> <th>【耕地B】</th> <th>【耕地C】</th> <th>【耕地D】</th> <th>【耕地E】</th> </tr> <tr> <td>(台風被害)</td> <td>(台風被害)</td> <td>(イノシシ害)</td> <td>(イノシシ害)</td> <td>(無被害)</td> </tr> <tr> <td>350kg</td> <td>350kg</td> <td>200kg</td> <td>200kg</td> <td>500kg</td> </tr> </table>  <p>本年収穫量=1,600kg</p>	【耕地A】	【耕地B】	【耕地C】	【耕地D】	【耕地E】	(台風被害)	(台風被害)	(イノシシ害)	(イノシシ害)	(無被害)	350kg	350kg	200kg	200kg	500kg
【耕地A】	【耕地B】	【耕地C】	【耕地D】	【耕地E】																												
(台風被害)	(台風被害)	(イノシシ害)	(イノシシ害)	(無被害)																												
350kg	350kg	200kg	200kg	500kg																												
【耕地A】	【耕地B】	【耕地C】	【耕地D】	【耕地E】																												
(台風被害)	(台風被害)	(イノシシ害)	(イノシシ害)	(無被害)																												
350kg	350kg	200kg	200kg	500kg																												
③ 共済金支払い対象となる減収量	$\text{補償となる収穫量} - \text{本年の収穫量} = \text{共済金支払い対象となる減収量}$ $2,000\text{kg} - 1,600\text{kg} = 400\text{kg}$	$\text{補償となる収穫量} - \text{本年の収穫量} = \text{共済金支払い対象となる減収量}$ $2,250\text{kg} - 1,600\text{kg} = 650\text{kg}$																														
④ 支払い共済金	$1\text{kgあたりの補償単価} \times \text{共済金支払い対象となる減収量} = \text{支払共済金}$ $196\text{円}/\text{kg} \times 400\text{kg} = 78,400\text{円}$	$1\text{kgあたりの補償単価} \times \text{共済金支払い対象となる減収量} = \text{支払共済金}$ $196\text{円}/\text{kg} \times 650\text{kg} = 127,400\text{円}$																														
イメージ図	 <p>基準収穫量 2,500kg 補償となる収穫量 2,000kg 本年の収穫量 1,600kg 支払い対象となる減収量 400kg 支払い対象外となる減収量 (2,000kg - 400kg) 1,600kg 本年収穫量 1,600kg 部分基準が収穫補償対象の8割を下回った</p>	 <p>基準収穫量 2,500kg 補償となる収穫量 2,250kg 本年の収穫量 1,600kg 支払い対象となる減収量 650kg 支払い対象外となる減収量 (2,250kg - 650kg) 1,600kg 本年収穫量 1,600kg 部分基準が収穫補償対象の9割を下回った</p>																														

共済金支払いの具体例

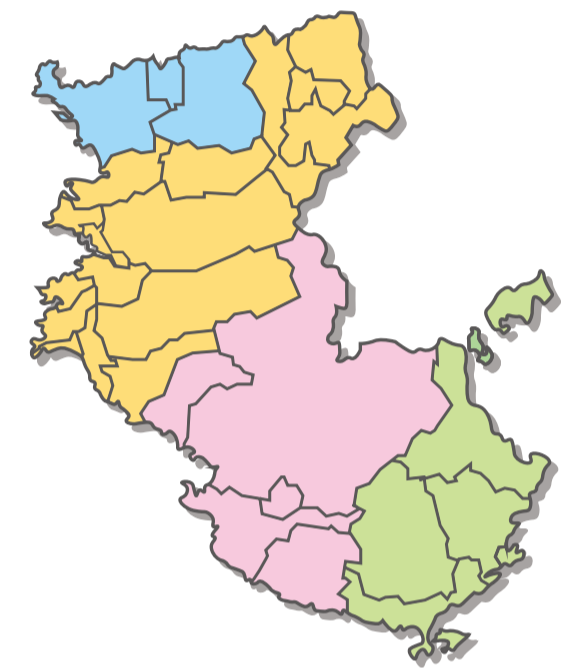
水稲共済と果樹共済の

加入申し込みを開始します!



チェックポイント

加入申し込みの期間は**地域によって異なります**ので、ご注意ください。



水稲共済

農業保険に加入して、多発する自然災害に備えよう!

【申込期間】

- 和歌山市・紀の川市・岩出市
5月10日(水)～5月25日(木)
- 橋本市・伊都郡・海南市・海草郡・有田市
有田郡・御坊市・日高郡(みなべ町除く)
4月25日(火)～5月10日(水)
- 田辺市・西牟婁郡・みなべ町
3月30日(木)～4月15日(土)
- 新宮市・東牟婁郡
3月20日(月)～4月5日(水)

【加入にあたっての注意点】

➡ 加入申込書の提出について



水稲共済加入申込書は、**上記申込期間の期日までに**ご提出ください。

➡ 掛金等の納入期限について

納入期限 = **令和5年7月25日(火)**

※期限までの納入をお願いします。

果樹共済

【申込期間】

4月15日(土)
～
6月30日(金)

【対象樹種】

令和6年産 うんしゅうみかん・もも・びわ・かき・うめ・すもも
キウイフルーツ
令和7年産 指定かんきつ

- ★ 果樹共済加入申込書は、期日までに提出してください。
- ★ 青色申告を行っている方は、果樹共済に加入後にも収入保険へ移行することができますので、ご検討中の方はNOSAIへご相談ください。



和歌山市 ヨシモト ヤスユキ
吉本 泰進 さん(43)



マエカワ コウスケ
前川 浩輔 さん(30)

モリヤマ シゲヒロ
【表紙の人】 田辺市 森山 薫博 さん(70)

収入保険 加入者特集

後継者に安心の農業経営を

「農業は頑張った分だけ成果がでるのでやりがいがある」と話すのは、田辺市の森山薫博さん。33歳の時に実家の農業を継ぎ、現在は柑橘類200㍓、梅50㍓を栽培しています。

昨年、娘の夫の浩輔さんが後継ぎとして就農しました。兵庫県出身で農業は未経験だったという浩輔さんは、「農業は以前から興味があった。実際にやってみて、夏の暑い中での仕事は大変だが、すごくやりがいを感じている」と就農1年目を振り返ります。

収入保険のことは、NOSAIの広報紙を見て知ったという薫博さん。

過去に寒波の影響で、柑橘や梅に大きな被害を受けたことがあったため、加入を検討しましたが、当時は後継ぎがいなかったこともあり、一度は見送りました。



力をあわせて仕事に取り組む薫博さんと浩輔さん

た。しかし、浩輔さんの就農を機に経営の安定化を狙って、収入保険の加入を決意しました。

「大きな被害に遭っても、平均収入の8割以上が確保されるのは心強い」と薫博さん。より安定した経営を確保し、引継ぎができるよう期待を寄せています。

今後について、「とにかく仕事を覚えること」と意気込みを語る浩輔さんと、「自分のこれまでの経験を伝えられるよう、もうひと踏ん張り頑張りたい」と笑顔の薫博さんです。



森山さんのご家族

【上段左から】侑紀さん(次女)・亜耶さん(三女:浩輔さんの妻)・蓮くん(孫)
【下段左から】由美子さん(妻)・稜真くん(孫)・薫博さん・浩輔さん・瑛叶くん(孫)

“もしも”の時に備えて

和歌山市の「吉本農園」の吉本泰進さんは、園芸施設でのマンゴー栽培を中心に、キウイフルーツや野菜など、合わせて約50㍓を栽培しています。

マンゴーは、木を一本ずつ鉢に入れる「ポット栽培」という手法を用いて、水や肥料の量をそれぞれの鉢で調節する工夫をして栽培しています。

「和歌山県は主産地に比べると寒い地域だが、糖度が高くて主産地のものにも負けずともおいしい」と話す吉本さん。収穫したマンゴーの一部は、「紀州完熟マンゴー・吉玉」の名でふるさと納税の返礼品にもなっており、通販サイトや産直市場、道の駅、スーパーなどでも販売しています。

吉本さんは昨年、収入保険に加入し



営農面積の拡大を目指す吉本さん



マンゴーの木は一本ずつ鉢に入れ、それぞれの状態を管理しながら栽培する

ました。一棟のハウスでマンゴーを栽培しているため、病気の蔓延が経営上での一番の心配だと言います。

「収入保険なら、大きな被害が出ても対応できるので加入した。もしもの時のお守りとして、すごく良い保険だと思つ」と話します。

今後については、「ハウスでの栽培なので、すぐには厳しいが、いずれは営農面積を拡大していきたい」と目標を掲げています。

「マダニ」にご注意ください

※4月～10月にかけて活動が活発になります



近年、マダニに刺咬されることで**重症熱性血小板減少症候群(SFTS)**に感染する事例があります。潜伏期間は6～14日間で、発熱、嘔気、嘔吐、腹痛、下痢、下血等の症状があり、対症療法しかなく、毎年死者が出ています。もし、ダニに咬まれた場合は病院に行き、診察を受けましょう。

【ダニが媒介する感染症】 重症熱性血小板減少症候群(SFTS)・ダニ媒介脳炎・つつが虫病・ライム病など

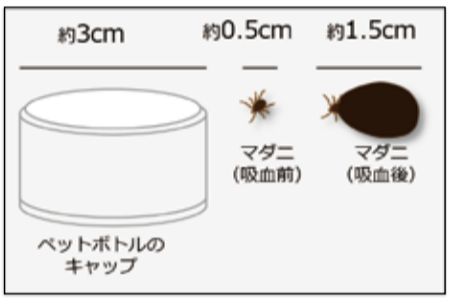
ダニに咬まれないためのポイント

- 肌の露出を少なくする
(帽子、手袋を着用し、首にタオルを巻く等)
- 長袖・長ズボン・登山用スパッツ等を着用する
(シャツの裾はズボンの中に、ズボンの裾は靴下や長靴の中)
- 足を完全に覆う靴を履く
(サンダル等は避ける)
- 明るい色の服を着る
(マダニを目視で確認しやすくするため)



ダニに咬まれた時の対処法

- 無理に引き抜こうとせず、医療機関(皮膚科など)で、処置(マダニの除去・洗浄など)をしてもらいましょう。
- マダニに咬まれた後、数週間程度は体調の変化に注意をし、発熱等の症状が認められた場合は医療機関で診察を受けてください。



おでかけ情報

有田箕島漁協直営 浜のうたせ

有田市の箕島漁港内にある漁港直営の市場で、令和2年5月のグランドオープン以来、県内外からの多くの来客で、連日賑わいを見せています。

地元漁師さんにとって思い入れの深い「辰ヶ浜」と「うたせ船」から、浜のうたせと名づけられました。

「海の恵みを感じられる場所」をコンセプトに、底引きの船がさまざまな魚を水揚げしており、季節を通してその日の朝に獲れた鮮度抜群の魚介を販売しています。

鮮魚の他にも、全国に誇る有田みかんをはじめとする地場の農産物や、水産加工品、お土産なども販売しており、新たな漁港文化の発信と交流の拠点となっています。

敷地内に併設される「うたせ食堂」では、季節によってネタが変わる海鮮丼やにぎり寿司、日本一の漁獲量を誇る太刀魚の天ぷらがのった天井などを、箕島漁港特有の活気とともに、味わうことができます。

- 所在地 有田市宮崎町2489
- 営業時間 9時～18時 水曜定休日
※食堂は10時～13時30分 L.O.
- 連絡先 0737-23-7138



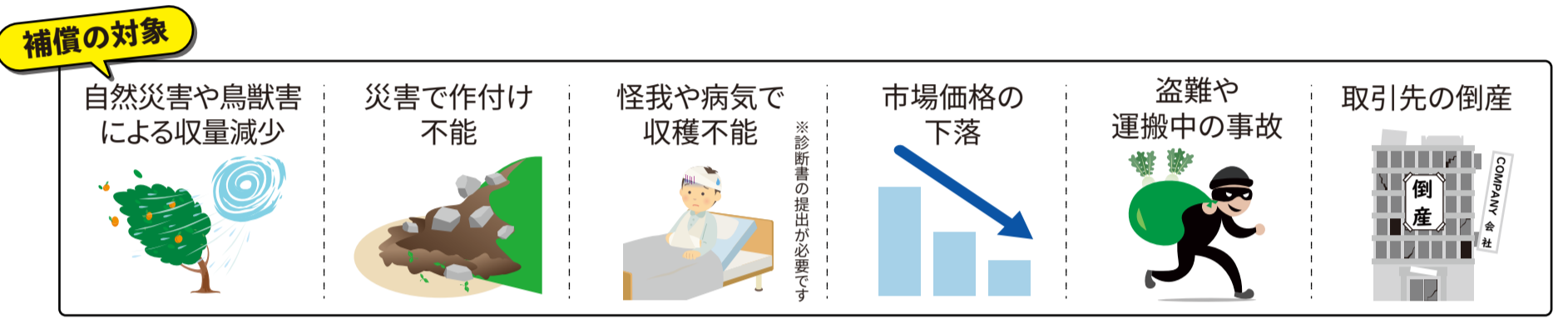
収入保険

ご加入の皆さまへ
保険期間中のお願いです



1 事故が発生した時・・・令和5年の農業収入について、**品目ごとの見込農業収入金額の9割を下回る**ことが見込まれる場合は、下記の項目を速やかにご連絡ください。

- 連絡事項**
- 事故の発生年月日
 - 事故が発生した農産物の種類
 - 数量減少や品質の低下の程度等
 - 事故の種類(台風等)
 - その他被害の状況に関する事項
 - つなぎ資金の貸付の申し出の有無



※その他さまざまな要因による農業収入の減少を補償します。

2 営農計画の変更があったとき・・・**保険期間中の営農計画を変更**した場合は、変更に係る農産物の作付け後1ヶ月以内にご連絡ください。

- 連絡事項**
- 栽培を中止した
 - 野菜等の作付け回数を変更した
 - 新しく栽培を始めた
 - 栽培面積を変更した

3 経営移譲や相続があったとき・・・**収入保険の承継手続き**を行う必要があるため、速やかにご連絡ください。

4 書類の作成・・・保険期間中は、「農業日誌」や「農産物販売に関する帳簿」などを必ず記帳し、保管してください。

『もしも』にそなえる、あなたへのエール。

●収入保険のキャッチフレーズが決まりました!

収入保険を社会一般により広く浸透させることを目的としたキャッチフレーズとロゴが、全国一般公募の6,257点の中から決まりました。

農業経営全体を対象にする保険制度であることを、農業をイメージしたキャラクターとキャッチフレーズで表現。麦わら帽子をかぶってメガホンでエールを送る姿は、農業者とNOSAIの相互関係をアピールし、農業を応援する収入保険を幅広い世代にアピールしていきます。



インターネット申請をはじめましょう!

●インターネット申請のメリット

収入保険の加入申請手続きをインターネット申請で行った場合、割引を受けることができます。また、NOSAI職員との対面が不要で、ご自身のお好きな時間に申請を行うことができます。

新規加入者 ⇨ 4,500円の割引
継続加入者 ⇨ 2,200円の割引

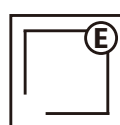
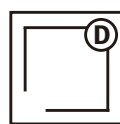
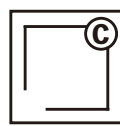
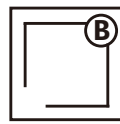
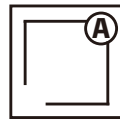
インターネット申請の操作マニュアルや、説明動画もご活用ください!





A~Eの数字を入れてね!

8		1		3		5	4	
	5				1	6		
			8			9		
	9							
		8				4		
			1		7		6	
			9				3	
1		6	5	8				9
		3	4					



ルール

- 1マスに1~9の数字の内、1つ入ります。
- どのタテ1列にも同じ数字は入りません。
- どのヨコ1列にも同じ数字は入りません。
- 太線で区切られたどの3×3ブロックにも同じ数字は入りません。



▼ 正解された方の中から抽選で5名様に
QUOカード1,000円分
 を**プレゼント**します!

応募方法・締切について

- はがきに必要項目を記入し、ご応募下さい。
- 当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。
- ホームページのクイズ応募フォームからも受付しています。

応募フォームはこちら!



当日消印有効

▼ 応募締切日 令和5年5月31日(水)

(記入例)

郵便はがき
63円

6408331

和歌山県JAビル5階
和歌山市美園町
五丁目1番地の1

広報紙クイズ係
NOSAIわかやま

(1) クイズの答え
 (2) 郵便番号・住所
 (3) 氏名・年齢
 (4) 電話番号
 (5) 広報紙の感想や、NOSAIへのご要望など

INFORMATION ~NOSAIからのお知らせ~

共済掛金等の納入は「口座振替」をご利用ください

NOSAIではコンプライアンスの徹底を図るため、掛金等は口座振替による納入をお願いしています。

口座振替は、金融機関に出向く必要がなくなり、掛金等の納め忘れもなくなります。申込書1枚で簡単に手続きができますので、最寄りの支所までお問合せ下さい。

※現金や振込による納入(口座振替以外でのお支払い)の場合、加入内容の確認調査をおこなっています。ご協力をお願いします。

SNSを開設しました!

収入保険等の情報を中心に発信していきます。フォロー&いいねをよろしくお願いします。



NOSAI_WK

facebook



本所	〒640-8331 和歌山市美園町五丁目1番地の1	和歌山県JAビル5階	☎073-436-0771
北部支所	〒649-6531 紀の川市粉河681-2		☎0736-73-6724
中部支所	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅1696-3		☎0737-63-5121
南部支所	〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘24-10		☎0739-22-0833

お問合せ・ご相談は最寄りの事業所までお気軽にご連絡下さい。

